様式第３号（第６条関係）

**同　　意　　書**

　私は、鉾田市空家バンクへ物件の登録を申し込むにあたり、下記の内容に同意します。

１　市税の納付状況や暴力団でないことについて、関係機関に調査、照会等をさせること。

２　契約交渉の一切について、鉾田市空家バンク物件登録申込書で選択した媒介業者へ市が宅建協会に依頼すること。

３　鉾田市空家バンクに登録した情報（以下「空家情報」という。）のすべてを市が宅建協会及び媒介業者に提供すること。

４　登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を媒介業者が実施すること。

５　媒介業者が詳細調査したすべてを市に提供すること。

６　空家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅建協会が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。

７　媒介業者が契約交渉を進める際、相手方に空家情報を提供すること。

８　宅地建物取引業法第４６条第１項の規定※に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。

９　媒介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後問題等に関して、市が一切関与しないこと。

１０　登録申し込み以降の手続き等は、鉾田市空家バンク制度実施要綱の規定によること。

年　　月　　日

住　　　　所

氏名（署名）　　　　　　　　　　　　　　　㊞

鉾田市長　様

※（報酬）

第四十六条 　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる。